

公益社団法人日本マレーシア協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、公益社団法人日本マレーシア協会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2. 本法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は日本とマレーシア等との親善活動、文化交流及び経済活動を通し、両国間の相互理解に努めるとともに、熱帯雨林再生の再生活動を通じ自然環境の保護及び整備に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) マレーシア等との経済的・文化的・人的な交流強化のための親善使節団派遣・文化交流・学校交流等諸活動の促進、及び観光び投資・視察等への助言と斡旋。
 - (2) 日本とマレーシア等の学生に対する各種留学・就業体験・研修等の助言と斡旋及び在日マレーシア留学生への相談窓口と援護活動の実施。
 - (3) マレーシア等熱帯雨林再生のための植林活動、植林技術指導による自然環境の保護及び整備。
 - (4) マレーシア等の経済・文化・その他各般の調査研究・資料収集、又はこれらに関する提案、助言及び本法人の機関誌、情報誌の出版物の刊行・配付。
 - (5) マレーシアを中心とするアジア地域を主題とした総合セミナー・各種識習会・懇談会の実施及び実用マレー語講座の開催。
 - (6) その他、本法人の目的を達成するに必要な事業。
2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本法人は、本法人の事業に賛同する個人又は団体であって、吹条の規定により本法人の会員となった者をもって構成する。

(会員の種別)

第6条 本法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その

承認を受けなければならない。

本法人の賛助会員になろうとする者は、理事長にその旨を申し込み、理事長の承認をえなければならない。理事長は新たに賛助会員になった者について理撫会に報告することとする。

(経費の負担)

第 8 条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第 4 章 会員総会

(構成)

第 12 条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任は又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額又は報酬の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 会員総会は、定時会員総会として毎年 1 回、その事業年度の終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招

集する。

2. 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは副会長が代行する。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録により表決することができる。

2. 前項の場合には別の正会員を代理人として表決委任者は、会員総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が、会員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員全員に対し、会員総会の報告すべき事項について通知した場合において、その事項を会員総会に報告することを要しないことについて、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その事項の会員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(役員を設置)

第 23 条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 20 名以内
- (2) 監事 3 名以内
2. 理事のうち各 1 名を名誉会長、会長、副会長、理事長、専務理事とする。
3. 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2. 名誉会長、会長、副会長、理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。また、監事には本法人の使用人が含まれてはならない。
4. 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記を行い、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。
5. 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を越えてはならない。また、監事についても同様とする。
6. 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を越えてはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 名誉会長ならびに会長は、日本とマレーシア等との友好親善に資する。
3. 会長は、会員総会の議長を主宰し、副会長はこれを補佐する。
4. 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。
5. 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、前項の規定に定めるほか、以下の職務を行う。
 - (1) 理事の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告を監査すること。
 - (2) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (3) 理事が不正の行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
 - (4) 前号の場合において必要であると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求する

こと。この場合、請求の日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(5) 理事が会員総会に提出しようとする議案や、書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査結果を会員総会に報告すること。

(6) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総額 20 百万円の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬額として支給することができる。

(顧問・相談役)

第 30 条 本法人に、任意の機関として、若干名の顧問及び相談役を置く。

2. 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 理事長からの相談に応じること

(2) 理事長から諮問された事項について参考意見を述べること

3. 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4. 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 本法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会を次の職務を行う。

(1) 本法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 名誉会長、会長、副会長、理事長及び専務理事の選定及び解職

(4) 会員総会の日時、場所、及び会員総会の目的事項の決定

(5) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項

2. 理事会は、次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所、その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3. 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(開催)

第 34 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により、開催の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求をした理事が招集したとき

(4) 第 26 条第 2 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故のあるときは専務理事が代行する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事、監事は、前項の議事録に記名押印する。

(報告の省略)

第 39 条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、

当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2. 第 25 条第 4 項の報告については、本条の規定は適用しない。

(企画・業務改善委員会)

第 40 条 本法人に任意の機関として、企画・業務改善委員会を置くことができる。

2. 前項の委員会は、理事会の選任を受け、業務執行理事のもと若干名の委員で構成する。

3. 第 1 項の委員会は、法人の運営について理事長から諮問された事項について、理事会に参考意見を提出する。

4. 第 1 項の委員会の委員の適任及び解任は、理事会において決議する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 41 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、毎事業年度の開始前までに理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類は定時会員総会に提出し、第 1 号、第 2 号、第 5 号の書類はその内容を報告し、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については承認を受けなければならない。

3. 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 8 章 基金

(基金)

第 44 条 本法人は、第 4 条の事業について基金を引受ける者の募集をすることができる。

2. 拋出された基金は、本法人が解散するまで返還しない。
3. 基金の返還の手続については、法人法第 236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

2. 本条に定める定款の変更において、公益目的事業の種類又は重要な内容の変更に係る定款の変更をしようとするときは、変更の認定を行政庁から受けなければならない。
3. 定款の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届出なければならない。

(合併)

第 46 条 本法人は、会員総会の議決により、法人法上の他の法人との合併、法人法上の他の法人に対して、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2. 本法人が前項の合併又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届出なければならない。

(解散)

第 47 条 本法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消しに伴う贈与)

第 48 条 本法人が公益認定に取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 49 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、認定法第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 50 条 本法人の事務を処理するために、本法人に事務局を置くことができる。